

## 事業評価書（事前）

事務事業名		国立ハンセン病療養所施設整備
事務事業の概要	(1)目的	国の担うべき医療（政策医療）を推進するとともに、少子高齢化への対応にも資すること。
	(2)内容	国立ハンセン病療養所の整備
	(3)達成目標	<p style="text-align: center;">！ 予算額（案） ！</p> <p style="text-align: right;">4,426百万円</p> 国立ハンセン病療養所入所者に対し快適な療養環境を提供すること。
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、官民の役割分担、緊要性の有無〕</p> <p>国立ハンセン病療養所の入所者は、平均74.2歳と高齢化しており、ほとんどが生活習慣病等との合併症を有している。</p> <p>入所者の高齢化・不自由度の進行など、従来構造では対応できない現状に対して、福祉増進の観点から、生活介護を中心とした構造に建物整備をする必要がある。</p> <p>また、居住者空間として1床当たりの面積が非常に狭く、患者特有の身体的障害（四肢末梢の知覚麻痺、視覚障害等）に対応するための看護・介護において必要なスペースを確保するためにも必要な整備である。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまでの達成された効果、今後見込まれる効果〕</p> <p>ハンセン病療養所において、これまでも必要な療養環境整備を図ってきたところであるが、入所者の高齢化が進み、またハンセン病特有の身体的障害等に対して適切な整備を行うことで、看護・介護等の療養環境の改善に資するものである。</p> <p>なお、平成14年度において本事業による民間投資需要は建設費4,426百万円、投資から誘発される雇用は約160人となることが見込まれる。</p>
	(3)効率性	-
	(4)その他 (公平性・優先性など)	-
関連事務事業		-
特記事項		<p>らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）において、国は国立ハンセン病療養所の入所者等に対し、必要な療養を行い、福利を増進するように努めることなどが定められているところである。</p>
主管課及び関係課		（主管課）国立病院部経営指導課 （関係課）国立病院部政策医療課

ハンセン病療養所施設整備 4,426百万円

1 民間投資需要(建設費) 4,426百万円

2 投資から誘発される雇用 約160人

(積算根拠)

1	予 算 額	総事業費
	4,426百万円	4,426百万円

2	民間投資需要	建設業1人完成工事高	投資から誘発される雇用
	4,426百万円	27百万円	約160人